

会 則

第一章 総則

第1条【名称】

本ジムはKANEKIN FITNESS GYM（以下「本ジム」という）と称します。

第2条【目的】

本ジムはフィットネスを通じ、会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図りつつ、フィットネスに対する社会全般の認識を深めることを目的とします。

第3条【運営/管理】

本ジムは、千葉県松戸市西馬橋幸町3番地1に位置し、千葉県松戸市西馬橋幸町3番地1 南陽ビル3階 KANEKIN FITNESS株式会社（以下「当社」という）が、運営、管理を行います。

第二章 会員

第4条【会員制度】

(1)本ジムは会員制とし、会員とは第6条に定める入会資格を満たし、当社の定める入会手続きを完了することで、本ジムの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を当社と交わした個人または法人をいいます。

(2)本契約は、会員が当社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

(3)本ジムは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとし、その理由を示す必要はないものとします。

第5条【会員区分】

本ジムの会員区分は、個人会員、法人会員とし、会員の要件および利用範囲等の条件については会社が別途これを定めます。但し、上記会員区分のほかに名誉会員をおくことがあります。

第6条【入会資格】

本ジムの入会資格は本会則に同意した方、かつ当社が入会を承認し、次の各号に該当する方を会員とさせていただきます。

(1)16歳以上で、本会則および本ジムの諸規則を遵守する方。（未成年者の入会時に親権者の同伴をもとめる場合があります。）

(2)医師等に運動を禁じられておらず、本ジムの諸施設の利用に健康上の支障がない方（健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。）

(3)社会的に信用のある書面等により本人であることの確認ができる方

(4)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患のない方。

(5)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその他反社会勢力でない方。

(6)他の利用者に迷惑をかけず、スタッフの指示に従える方。

(7)稀にSNSなどの動画や写真の背景にご自身が映る可能性があることを承諾される方。

(8)アルコール依存症でない方、利用する際に酒気を帯びていない方。

第7条【入会手続】

当社は、本会則を承認のうえ入会手続を行い、当社の承認を得た上、本契約を締結した個人・法人を本ジムの会員とします。

第8条【未成年者の取扱い】

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条【会員証】

(1)当社は会員に対し、会員証を発行します。

(2)会員が、本ジム諸施設を利用する時は、会員証を必ずフロントに提示し所定の手続きをするものとします。尚、会員証を忘れた場合、入館できないことがあります。

(3)会員は会員証を第三者に貸与することはできません。貸与した場合、本ジムはその会員を除名することができます。

(4)会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに本ジムに届け出、ただちに所定の再発行手続きを行い当社に申請するものとします。

(5)会員証の再発行手数料は会員負担とし、再発行手数料として1,000円(税込1,100円)を本ジムに支払うものとします。

(6)会員は、会員資格を喪失したときは、すみやかに会員証を返還しなければなりません。

第10条【会費等】

(1)会員は別に定めた事務手数料、月会費、年会費、諸費用を当社の指定する方法で当社に納入しなければなりません。

(2)一旦納入した入会登録料は返却しないものとします。

(3)当社は、本ジムの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、月会費・年会費・入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。

第11条【退会】

会員が本契約を解消し退会をする場合は、当社の定める退会手続きを退会希望月の10日までに完了しなければなりません。退会手続き時、会員に未払いの債務がある場合は当社の定める方法により支払わなければなりません。

オールデイプランについては12ヶ月の契約満了月の10日までに退会手続きを完了すること。

ただしオールデイプランの会員が妊娠した場合、または医師に運動を禁じられる等の重度の傷病を発症した場合は、医師又は医療機関発行の診断書（原本）を提出のうえ当社が確認した場合に限り、本契約を例外的に解除できるものとする。解除効力発生日および会費の精算方法は当社の定めるところによる。

第12条【自動退会】

会員が連続して3カ月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は当該会員を退会扱いにすることができます。なおこれにより、月会費、利用料等、その他の債務の支払いが免除されるものではありません。

オールデイプランについては12ヶ月契約ののち自動更新になることから、自動退会はありません。また、未払いの年会費、事務手数料、利用料の債務は免除されません。

第13条【会員除名】

会員が下記の各項に該当するときは、当社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

(1)本ジムの会則、その他諸規則に違反したとき。

(2)本ジムの名誉・信用を傷つけ、秩序を乱したとき。

- (3)会費その他の債務を滞納し当社からの催告に応じないとき。
- (4)入会に際して虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (5)当社が本ジム会員としてふさわしくないと判断したとき。

第14条【会員資格喪失】

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1)会員が退会したとき。
- (2)会員が除名されたとき。
- (3)第13条により、会員契約を除名されたとき。
- (4)会員が死亡したとき。
- (5)経営上重大な理由により本ジムの閉鎖・解散したとき。

第15条【休会】

会員は怪我、疾病等のやむを得ない事由により当ジムを1カ月以上利用できない場合で、利用中のプランに休会制度を設けている時に限り休会手続きを行うことができるものとします。休会する場合は前月10日迄に所定の手続きを完了しなければなりません。

第16条【変更事項の届出】

(1)会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに当社に届出るものとします。

(2)会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、当社は以後の責任を負いません。

(3)学生会員は、入会時に登録した学校の在籍期間が満了になった時点で退会となり、希望する場合はオールデイプランに変更となります。

何らかの事情で在籍期間が延長になる場合は、満了になる前の月の10日までに本ジム受付にて変更届けを出してください。

第17条【ビジター】

(1)本ジムは、所定の手続きにより当社が承認した会員以外の方(以下「ビジター」という)に本ジムの諸施設を使用させることができます。尚、この場合、ビジターは身分証明書の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。

(2)当社はビジターに対し、本会則に規定する会員の損害賠償、禁止事項、遺失物・忘れ物・放置物等の各条項を適用できるものとします。

第18条【損害賠償】

(1)本ジムの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、15万円を限度(会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

(2)会員が本ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責を負いません。

(3)会員が本ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。法人会員利用者の場合は登録法人が一切の責を負うものとします。

(4)本ジムの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、原則として15万円を限度(会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

第19条【遺失物・忘れ物・放置物】

- (1)会員が本ジムの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、

会社は責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、15万円を限度(会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

(2) 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第20条【その他諸規則の改定】

会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本ジムの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施する際は、当社は事前に変更内容を施設内の掲示及び会社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第21条【閉鎖および解散】

当社は、必要と認めた場合、本ジムを閉鎖および解散をする事が出来ます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の月会費は発生しないものとします。

- (1) 施設の改造または修理のとき。
- (2) 本ジムが企画し実施する諸活動を行うとき。
- (3) 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。
- (4) 経営上重大な理由が有るとき。

第三章 施設利用

第22条【諸規則の厳守】

会員は、本ジムの施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第23条【健康管理】

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第24条【入場禁止・退場】

会社は、会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員を本ジムへの入場禁止及び退場を命じることができます。

- (1) 伝染病等に罹患しているとき。
- (2) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- (3) 当ジムの許可なく、施設内で他の会員に対して、有償無償に関わらずトレーニング指導やパーソナルトレーニングに類する行為を行うこと。また、営業や勧誘、その他施設運営や利用環境を妨げる行為を行うこと。
- (4) 他人を誹謗中傷すること。
- (5) 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (6) 窃盗、盗撮、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、その他法令、公序良俗に反する行為。
- (7) 施設内に落書きや造作をすること。
- (8) 動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
- (9) 危険物を館内に持ち込むこと。
- (10) 酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙。
- (11) 会社従業員の業務を妨げる行為。
- (12) 他人へのストーカー行為。
- (13) 他人の施設利用を妨げる行為。
- (14) 入館に際し虚偽の申告をした場合。
- (15) その他本状各号に準じる行為。

第25条【休業】

本ジムは、当社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

第26条【服装/撮影その他】

(1)服装について：以下の服装での利用を禁じます。*スポーツウェア以外での利用（ジーンズその他トレーニングにふさわしくない服装）。*上半身裸、裸足、サンダルや運動にふさわしくないシューズでの器具のご利用（鏡の前でのポージング練習等は除く）。*男女とも露出度が高い服装。

(2)タトゥーについて：タトゥーに関する規則はありません。タトゥーのある方もない方も、同様に、服装、マナーのルールを守っていただきます。

(3)撮影について：*スマホ、携帯によるセルフイー撮影以外の撮影希望の方は事前にフロントに申し出ること。営業目的の撮影の場合は、事前にメールでお問い合わせください。

*本ジムおよびスタッフ、利用者の誹謗中傷および品位を落とすことを目的とした撮影は固くお断りします。そのような行為がわかった場合、会員、ビジターにかかわらず、今後施設内への出入りをお断りいたします。

(4)ライブ配信の禁止：本ジム内におけるライブ配信は禁止とします。

*会社の営業内容の性質上、ジム施設内でトレーニング風景を撮影し、YouTubeその他のSNSで利用することがあります。撮影の対象者以外はなるべく映らないよう配慮しますが、まれに背景の中にご自身が映ることがあることを、あらかじめご了承ください。

第27条【個人情報保護】

当社は、当社で取り扱う会員の個人情報についてプライバシーポリシーを定め、それに従って扱うものとします。